



2015  
平成 27 年

# 広報 たかはた 3

NO.965

【高島町ホームページ】<http://www.town.takahata.yamagata.jp>  
【高島町 Facebook】<https://www.facebook.com/town.takahata>

集中の30秒！めざせ自己ベスト  
第30回高島町なわとび大会

## Topic

- 高島中学校校舎・体育館完成
- 高島町子ども・子育て支援事業計画策定中
- 山形県議会議員選挙について
- 消防活動状況報告

## 人口と世帯数

2月1日現在

人口	24,567人
男	11,928人
女	12,639人
世帯数	7,531世帯

# 校舎・体育館が完成！



高島中校章

## ちの無限の可能性と高島らしさ

外壁の基調色は高島石をイメージし、明るく暖かみのある色としました。これは、子どもたちの未来の無限の可能性と希望を表現したものです。また、高島らしさを表す日本の伝統色を「まほろばの里イメージカラー」とし、校舎外観に配色しました。

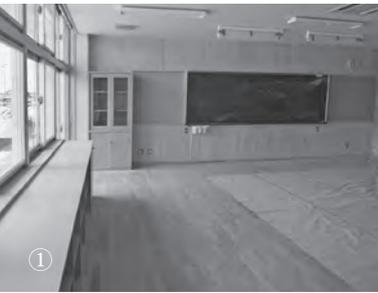
まほろばの里イメージカラー

- ◆初夏の田園を思わせる「もえぎいろ」（みどり）
- ◆実りの秋の稲穂を思わせる「こがね」（き）
- ◆葡萄をイメージした「えびいろ」（えんじ）
- ◆周囲の山々をイメージした「あいいろ」（あお）
- ◆純白 冬の雪をイメージした「しろ」（しろ）

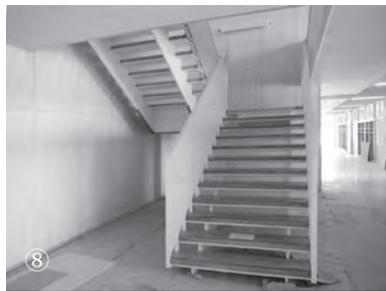
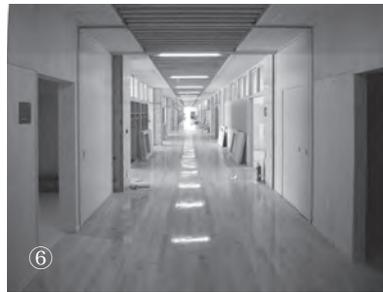


平成28年4月開校  
高島中学校開校準備通信

県内でも屈指の教育環境を目指し、平成25年9月から2年越しで実施してきた建物工事が、工事施工者のご努力により予定どおり2月末に完成します。明るく開放感のある教室と、内装の木質化や最新設備を備えた快適な学習環境は、高島町の将来を担う子どもたちが持てる力を十分に発揮できる施設です。工事完成が近い高島中学校を紹介します。（平成27年2月2日撮影）



いよいよ！



「子どもた



①空調設備を導入した教室②ガラス張りの広い図書室③様々な活動ができる多目的ホール④採光やバリアフリーに配慮した玄関⑤明るく居心地のよいトイレ⑥校舎と体育館を結ぶ中央廊下⑦教室に設けたバルコニー⑧ゆとりのある階段スペース⑨2教室整備された理科室⑩680人の生徒が集う広々とした大体育館⑪暖房設備のある2階小体育館⑫体育館2階を周回するランニングコース

▶問合せ先／町教育委員会教育総務課  
中学校開校準備係  
☎(52)4 4 7 4



**町**は、子ども・子育て支援法の定めに基づき、町民のニーズを把握し、より良い子育て支援を行うための施策を推進するため、また、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画をおり込みながら、「高島町子ども・子育て支援事業計画」の策定を行っています。

計画は、平成27年度から平成31年度までの5年間で期間と定め、「高島町子ども・子育て会議」委員により、検討を重ね意見をいただき策定しました。計画の骨子についてご紹介いたします。

**第1章 計画の策定にあたって**

計画策定の背景や趣旨、性格、期間等

**第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く状況**

町の人口等の状況や就労の状況などについて過去の推移を比較しています。また、保育施設等の利用状況や小・中学校の状況のデータを記載します。

**高島町子ども・子育て支援事業計画 (次世代育成支援行動計画)**

**基本理念**

**次代を担う子どもたちが 健やかに生まれ育つ環境づくりをめざして**

**第3章 計画の基本的な考え方**

計画の基本理念、計画推進の視点、基本目標

**第4章 基本目標ごとの取り組み**

基本目標の項目ごとに、現状と課題、施策の方向性、具体的事業を掲げ、今後5年間における町の子育て支援の取り組みを記載します。

**基本的視点**

**1 子どもの視点「子育て」**

すべての子どもが幸せに育つことを応援する視点

**2 家庭の視点「親育ち」**

すべての親が喜びをもって子育てできることを応援する視点

**3 地域の視点「地域育ち」**

地域のみんなが子育てを温かく見守り応援する視点

**基本目標とその取り組み**

**① 家庭における養育力の向上**

- (1) 子育て意識を高める
- (2) 次代の親の育成(家庭等)

**② 親と子の健康の確保および増進**

- (1) 子どもや母親の健康の確保
- (2) 食育の推進
- (3) 子どもの成長に合わせた保健対策の充実

**③ 小児医療の充実**

- (1) 地域における子育ての支援
- (2) 地域における子育て支援サービスの充実

**④ 保育サービスの充実**

- (1) 子育て支援ネットワークづくり
- (2) 子育て支援サービスの充実





- (4) 子どもの健全育成
- (5) 経済的支援
- ④ 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備
- (1) 次代の親の育成(学校等)
- (2) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境の整備
- (3) 学校や地域の連携の強化
- (4) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進
- ⑤ 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進
- (1) 児童虐待防止対策の充実
- (2) ひとり親家庭の自立支援の推進
- (3) 障がい児施策の充実



- ⑥ 子ども等の安全の確保
- (1) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進
- (2) 子どもを犯罪などから守るための活動の推進
- ⑦ 子育てを支援する生活環境の整備
- (1) 良好な居住環境の確保
- (2) 安心して外出できる環境の整備
- ⑧ 職業生活と家庭生活との両立の推進
- (1) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し
- (2) 仕事と子育ての両立のための基盤整備

## 第5章 教育・保育、子育て支援事業の量の見込み等

- 子ども・子育て支援新制度の施行に伴う教育・保育と地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容については、記載します。
- 1 教育・保育提供区域の設定
  - 2 教育・保育の量の見込みと確保の内容
  - 3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容
  - 4 教育・保育の一体的提供および教育・保育の推進に関する体制の確保

## 第6章 高島町放課後子ども総合プランに基づく行動計画

国の「放課後子ども総合プラン」に基づき、事業の推進のために町の行動計画を定めます。

## 第7章 計画の推進

計画の進行管理、計画の推進のための役割分担について家庭の役割、地域の役割、施設の役割、職場の役割、町の役割

高島町子ども・子育て支援事業計画(案)は、3月2日(月)より、町教育総務課、総合交流プラザ、生涯学習館、各地区公民館で閲覧できます。  
ご意見をお待ちしておりますので、3月9日(月)までにお寄せください。

▼問合せ先／町教育総務課  
子育て支援係 ☎(52)3031

## 就学援助支援制度について

高島町の教育委員会では、経済的な理由により、就学に必要な経費の負担にお困りの児童生徒の保護者を対象に、学用品費、給食費、修学旅行費などの一部を援助します。

### ▶対象となる方

高島町に住所を有し、町内の小学校または中学校に就学されている児童生徒の保護者で、生活保護は受けていないが、それに準ずる程度に生活が困窮している世帯で、状況が次のような場合で、教育委員会が認めた方に援助します。

- (1)生活保護が停止または廃止になった世帯
- (2)町民税が非課税または減免されている世帯
- (3)その他、失業、災害、病気等の理由により就学が困難と認める世帯

※上記に該当しても、家族の状況や収入額等により援助の対象とならない場合もありますのでご注意ください。

### ▶申請の手続き

- (1)お子さんが通っている学校で手続きを行ってください。
- (2)認定には民生委員の意見が必要なことから、担当の民生委員が伺うこととなりますので、ご了承ください。

▶問合せ先／町教育総務課 学事係  
☎(52)4474

# 子育て通信

## —子育て・孫育てって楽しいね—

少しずつ寒さも和らぎ、春の訪れを感じるようになりました。支援センターでは、お子さん同士、お家の方同士の交流が深まり、情報交換をしながら楽しんでる姿が見られます。利用して頂いた方々から、お子さんの成長や、利用しての感想を頂きましたのでご紹介いたします。

### 子育て支援センターを利用してよかったと感じたこと

- 他の子の姿を見る事で、子どもにも刺激がある。他のお家の方と触れ合う(話をする)ことで、リフレッシュになる。
- 来るだけでほっとして、ありがたいです。子どもとの時間を作る大切さや、イベントの時など季節と一緒に楽しんだりできて良かったです。

### お子さんが成長したなあと感じること

- みんなと一緒に遊ぶ事ができない時が多くて、イヤイヤされたりぐずられたりしていましたが、体操をしたり、絵本を聞けるようになったりという事が多くなってきました。友達とのコミュニケーションも、本人なりに取れてきているようです。
- 滑り台の順番や、玩具を譲ったり、優しい気持ちや協調性などが、少しわかった事かなと思います。



▶4月のみんなの広場の様子「はじめてのようす」。



◀昨年のお祝い会の様子「みんなの前で、名前が上手に言えたよ」。

○3月のみんなの広場  
 “ありがとう&お祝い会”  
 お子さんの成長と入園をみんなでお祝いしましょう。  
 ▼期日 / 3月25日(水)  
 ▼時間 / 10時～11時30分  
 ▼持ち物 / おてふき

○4月のみんなの広場  
 “みんな集まれ!友達つくる”  
 ティータイム”  
 ▼期日 / 4月8日(水)  
 ▼時間 / 10時～11時30分  
 ▼持ち物 / おてふき

▼問合せ先 / 子育て支援センター  
 (町総合交流プラザ内)  
 ☎(51)0350

## 「第2次 高島町男女共同参画計画」パブリックコメント募集

すべての人が性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮し、互いにその人権を尊重しながら、喜びも責任も分かち合う男女共同参画社会の実現は、豊かで活力のある社会を築くために必要不可欠なことです。

高島町では、さらなる男女共同参画社会の実現を目指すため、平成15年3月に策定しました「高島町男女共同参画いきいきプラン」を見直し、第2次計画の策定を進めています。策定にあたり、高島町男女共同参画計画策定委員会を設置し、ご意見をいただきながら策定作業を進めてきました。

この度、計画の素案がまとまりましたので、計画にみなさんの声を反映させるため、意見を募集いたします。

今後、みなさんから寄せられた意見を踏まえ、検討を進めていきたいと思っております。ぜひあなたの意見をお聞かせください。

- ▶**閲覧場所** / 町ホームページ、町企画財政課窓口、町中央公民館、各地区公民館、生涯学習館、げんき館
- ▶**意見の提出** / 3月13日(金)までに、閲覧場所に備えてある用紙に、意見・住所・氏名・年齢を記入して郵送またはFAX、Eメールでお寄せください。
- ▶**提出・問合せ先** / 町企画財政課広聴広報係  
 〒992-0392 高島町大字高島436番地  
 ☎(52)4476 FAX(52)1543  
 E-mail : kikaku@town.takahata.yamagata.jp

## 満1歳になるお子さんを募集します

平成27年4月号に掲載するのは、平成26年4月中に生まれた町内在住のお子さんです。

♪ 申込締切 / 3月13日(金)

♪ 申込先 / 町企画財政課広聴広報係

☎(52) 4 4 7 6

♪ 申込書がございますので、写真を持参のうえ町企画財政課までお越しください。

現像済み写真・データ共に可能です。



やまき しんのすけ  
**八巻 新之助 くん**  
平成26年3月9日生(上山崎)  
いつも元気なやんちゃくん☆



ぬまさわ しほ  
**沼澤 志帆 ちゃん**  
平成26年3月7日生(馬頭西)  
お歌が大好き♪



わたなべ ゆうご  
**渡部 優悟 くん**  
平成26年3月7日生(下和田北)  
パパそっくりで〜す(^^)



はんだ しずく  
**半田 雫 ちゃん**  
平成26年3月19日生(泉岡)  
いつも元気で笑顔がかわいいです♥



たかはし はるか  
**高橋 遥 ちゃん**  
平成26年3月15日生(幸町三)  
いつもニコニコ! ワンワン大好き♡



いしやま ゆうと  
**石山 友彪 くん**  
平成26年3月11日生(竹上)  
お姉ちゃんとボール大好き🎯



# 新 しくなります! やまがた子育て 応援パスポート

協賛店等で提示するとさまざまなサービスが受けられる「やまがた子育て応援パスポート」の有効期限が平成27年3月31日で切れるため、新しいパスポートを配布します。

▶ 対象 / 妊娠中の方または小学校6年生までの子どもがいるご家庭

▶ 配布時期 / 3月下旬予定

▶ 配布方法 / ①町内の小学校、保育園、幼稚園等に在籍している場合は、学校(幼児施設)を通して配布します②町外の幼児施設をご利用の方や在宅のお子さんには、郵送で配布します③妊娠中の方には、げんき館、町町民課、町福祉課および町教育総務課窓口にて交付します。母子手帳をご持参ください。※3月以降に高島町へ転入された場合は上記窓口へお申し込みください。

▶ 問合せ先 / 町教育総務課子育て支援係

☎(52) 3 0 3 1



《子育て支援医療証》  
今月子育て支援医療証をお送りする方は、誕生日が3月2日から4月1日までの方です。  
今月中旬にお送りしますので、ご確認ください。

## 今月の医療証

《国民健康保険高齢受給者証 交付説明会のご案内》

4月から高齢受給者証の交付対象となる方は、昭和20年3月2日～昭和20年4月1日生まれの方です。

説明会は3月25日(水)(9時30分開始)を予定しています。

該当者には3月13日(金)までに説明会の案内をお送りしますので、案内が届きましたら説明会への出席をお願いします。国保以外の方は、現在加入している健康保険より交付されます。



▶ 問合せ先 / 町町民課医療給付係 ☎(52) 1 3 2 7

# 山形県議会議員選挙

4月29日で任期満了となる山形県議会議員選挙が4月3日に告示され、4月12日に投票が行われます。これからの県政を任せる代表者を選ぶ重要な選挙ですので棄権せず、候補者の主張や考え方などを検討し、正しい良識と自覚をもって一票を投じましょう。

## 投票日は

# 4月12日(日)

### 今回の選挙で

#### 投票できる方

投票するには選挙人名簿に登録されている必要があります。

選挙人名簿には、投票日現在で満20歳以上の日本国民であり、高島町に登録基準日(4月2日)の時点で引き続き3ヶ月以上住所を有する方が登録されます。(次の①と②を満たす方)

①年齢 / 4月12日現在で満20歳以上(平成7年4月13日以前に生まれた方)

②住所 / 高島町に居住していること

※転入した場合は、平成27年1月2日までに転入届を済ませていて、引き続き居住していることが必要です。

※投票日の前日(4月11日)までに県外に転出した場合は、投票ができません。

新たに名簿に登録された方の選挙人名簿を縦覧します。縦覧期間 / 4月3日(金) 縦覧場所 / 高島町役場町民課窓口

### 選挙人名簿の縦覧

3月25日以降に町内で引越された方は、前住所地の投票所で

3月25日から4月12日までの間に町内で引越しを行った方は、引越し前の住所地の投票所で投票を行うこととなりますのでご注意ください。また、投票所入場券も前の住所地に郵送されますのでご確認ください。

### 選挙公報が 発行されます

山形県議会議員選挙の候補者の氏名・経歴・政見等を掲載した選挙公報が発行されます。4月6日ごろから各家庭

## 県内から転入・県内へ転出された方へ

### 昨年の12月12日以降に転出された方

高島町の選挙人名簿に登録されていて、昨年の12月12日以降に県内に転出された方は、その異動が1回限りであれば、高島町で投票することができます。

この場合、現住所地等の市町村長が交付する「引き続き山形県の区域内に住所を有する旨の証明書」(無料)が必要になりますので、町民課窓口で交付を受け、投票所へ持参の上、投票してください。

### 1月3日以降に県内から転入された方

1月3日以降に転入届をされた方は、今回高島町では投票できません。ただし、転入前の住所が山形県内であり、住所の異動が1回限りであれば、前住所地の投票所で投票することができます。

この場合にも、町民課から「引き続き山形県の区域内に住所を有する旨の証明書」の交付を受け、前住所地の投票所へ持参の上、投票してください。

## 山形県議会議員選挙の概要

- 選挙人名簿登録基準日・登録日 / 4月2日(木)
- 告示日 / 4月3日(金)
- 選挙期日(投票日) / 4月12日(日)
- 投票所・時間 / 町内28箇所 7時~20時
- 開票所・時間 / 町中央公民館2階大会議室 21時~

に配布する予定ですので、貴重な一票を投じるための目安にしてください。

### 在宅投票制度の手続きはお早めに！

身体に障害があり、歩行が困難な方々のために、自宅で投票できる「在宅投票（郵便投票）」の制度があります。この制度に該当する方は次のとおりです。

①身体障害者手帳の交付を受けていて、次の項目の障害名・等級が手帳に記載されている方

- 両下肢 1級・2級
  - 移動機能 1級・2級
  - じん臓 1級・3級
  - ぼうこう 1級・3級
  - 小腸 1級・3級
  - 体幹 1級・2級
  - 心臓 1級・3級
  - 呼吸器 1級・3級
  - 直腸 1級・3級
  - 肝臓 1級・3級
  - 免疫の障害 1級・3級
- ②戦傷病者手帳の交付を受けていて、次の障害内容等が手帳に記載されている方
- 両下肢・体幹の障害（恩給法別表第一号表ノ二の特別項症から第二項症まで）

●内臓機能の障害（恩給法別表第一号表ノ二の特別項症から第三項症まで）

③介護保険法で規定する要介護者で、被保険者証に要介護状態区分が要介護5と記載されている方

※この手続きには高島町選挙管理委員会委員長に申請が必要であり、該当する方は「郵便等投票証明書」が発行されることとなります（手続きには時間を要します）。この証明書がないと投票できませんので、手続きは前もってお早めに行ってください。

### 入場券をお忘れなく！

投票所入場券は、圧着ハガキ（ハガキ1枚につき4人分を記載）で世帯ごとに郵送されます。投票所及び期日前投票所に入場券として使用することになりますので、誤って捨てたりしないようご注意ください。また、入場券は告示後に郵送しますが、届かない場合や内容に誤りがある場合は、高島町選挙管理委員会にお問い合わせください。なお、無投票となった場合は郵送いたしません。

### 【注意】

- ①ハガキ裏面をはがしていただく、4人分の入場券が記載されています。（例…有権者が5人の世帯にはハガキが2枚郵送されます。）ご家族（有権者）すべてに記載されているかご確認ください。
- ②記載されている名前をご確認の上、きりとり線に沿ってはさみ等で切ってください、各自大切に保管してください。

### 立候補届出予定者説明会

立候補を予定する方を対象に説明会が開催されます。  
▼日時／3月9日（月） 10時～  
▼場所／置賜総合支庁 2階 講堂



## 4月12日に予定がある方は期日前投票を!!

### ▶手続きは簡単です！ハンコもいりません！

申請書に住所・氏名・生年月日を書いて、事由に○をつけるだけです。書き方が分からない場合は、遠慮なく係員にお尋ねください。

### ▶期日前投票は次の場所で行えます

投票所入場券をお持ちになりおいでください。（投票所入場券が届いていない場合は、投票時に係員に伝えてください。）

### 高島町役場期日前投票所

（役場1階第5会議室）

- 期間 / 4月4日（土）～4月11日（土）
- 時間 / 8時30分～20時

※指定病院等（町内では公立高島病院・まほろば荘・たかはた荘・はとみね荘）に入院等をしている方は、従来通り不在者投票となります。

事由に該当する方は施設内で不在者投票ができますので、入院している施設に直接申し出てください。

お気軽にどうぞ ～選挙についてのお問合せは～

高島町選挙管理委員会事務局まで 役場第6会議室(1階) ☎(52)3154

# 消防活動状況をお知らせします

平成26年1月1日から平成26年12月31日までの当町における消防活動状況を置賜広域事務組合消防本部より報告がありましたのでお知らせいたします。

## 火災発生状況

高島町の火災発生件数は13件で、2市2町全体の件数60件の21.6%となっています。火災の種類としては、建物火災とその他の火災が各6件、車両火災が1件となっています。

また、死傷者は死者2人、負傷者4人となっています。

## 救急出動および搬送人員状況

救急出動件数は969件で、2市2町全体の件数6,099件の15.9%となっています。搬送人員は939人で全体の搬送人員5,818人中の16.1%となっています。

また、出動種別では、急病がもっとも多い657件で、次いで一般負傷136件その他91件の順となっています。

## 救助出動状況

救助出動件数は15件で、2市2町全体の件数124件中の12.1%となっています。出動種別では、交通事故6件、火災5件、自然災害3件の順となっています。

## その他の災害別出動状況

その他の災害出動件数は47件で2市2町全体の374件中12.6%となっています。溢水を含む風水害が18件ともっとも多く、次いで怪煙偵察の13件、危険物漏洩の10件が続いています。

## 119番受信内容状況

2市2町の119番通報でもっとも多いのは救急受信で5,929件です。火災受信は60件となっています。

※火災・救急要請は、一般加入電話等で受信することもありますが、異なる場合があります。

①火災発生状況

(単位/件)

	火災 件数	種別				焼損 棟数	程度				死者	負傷者
		建物	林野	車両	他		全焼	半焼	部分焼	ぼや		
高島町	13	6	-	1	6	15	8	-	4	3	2	4
米沢市	22	15	1	1	5	29	11	2	11	5	-	4
南陽市	17	7	1	2	7	7	1	1	-	5	-	2
川西町	8	4	-	-	4	6	3	-	3	-	1	1
合計	60	32	2	4	22	57	23	3	18	13	3	11

②救急出動および搬送人員状況

上段/出動件数 (件)

下段/搬送人員 (人)

	急病	交通 事故	一般 負傷	労働 災害	加害	自損 行為	運動 競技	火災	水難	他	合計
	627	69	137	6	-	6	2	3	1	88	939
米沢市	2,028	250	456	26	8	36	10	30	1	265	3,110
	1,903	259	441	25	8	30	10	6	-	261	2,943
南陽市	889	83	194	14	1	13	2	-	2	121	1,319
	838	91	186	14	-	9	2	-	-	120	1,260
川西町	422	44	97	1	-	6	6	12	-	113	701
	401	55	95	1	-	2	6	4	-	112	676
合計	3,996	440	883	47	9	61	20	49	4	590	6,009
	3,769	474	859	46	8	47	20	13	1	581	5,818

▼問合せ先／置賜広域行政事務組合  
高島消防署  
☎(52)1505

③救助出動状況

(単位/件)

	火災	交通事故	水難事故	機械による事故	建物等による事故	自然災害	その他の事故	合計
高畠町	5	6	-	-	-	3	1	15
米沢市	14	27	1	-	1	5	11	59
南陽市	6	12	1	-	-	13	5	37
川西町	4	4	-	-	-	3	2	13
合計	29	49	2	-	1	24	19	124

④その他の災害出動状況

(単位/件)

	危険物漏洩	風水害(溢水含む)	雪害	誤報等	怪煙偵察	異臭	他	合計
高畠町	10	18	-	1	13	1	4	47
米沢市	44	94	6	6	29	-	26	205
南陽市	21	45	1	1	6	-	7	81
川西町	13	8	3	-	11	-	6	41
合計	88	165	10	8	59	1	43	374

⑤通信指令119番受診内容状況

(単位/件)

	火災	救急	救助	他災害	問合せ	いたづら	訓練	その他	テスト	合計
内訳	60	5,929	82	407	238	12	634	1,183	386	8,931



**油漏れ事故にご注意**

※河川へ流出すると、損害賠償を請求される場合があります。

高畠町管内の事業所から重油が漏れ河川に流出した事故が発生しました。  
 液体危険物をタンクで貯蔵している各事業所においては、日々の在庫管理、施設点検や配管など落雪による破損防止にご留意ください。  
 また、ご自宅に設置しているホームタンクについても、落雪によるタンクの転倒や配管の破損防止にご留意ください。  
 油臭や油膜等を発見したら、すぐに消防署、警察署、町環境係に連絡をしてください。

◀▲今年度高畠署に配備された高規格救急自動車と水槽付消防ポンプ自動車



# 特定地域生活排水処理事業の申込受付を開始します

公共下水道や農業集落排水を利用できない地域が対象となります。

なお、下水道認可区域内で下水道が未供用の場合は、個人に補助する従来の合併処理浄化槽設置整備事業（町生活排水対策事業）によります。

## 事業の概要

町が合併浄化槽を設置して維持管理を行います。この事業では、環境問題に配慮し窒素除去ができる処理能力の高い『低炭素社会対応型高度処理型浄化槽』を設置します。

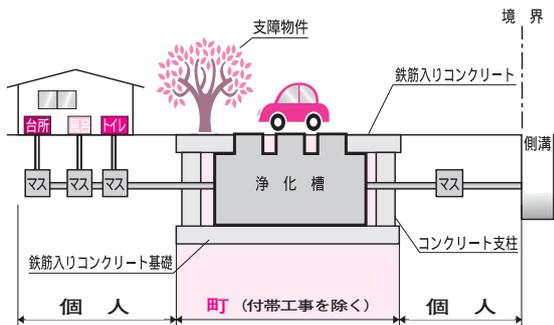
該当する区域内での新築や単独浄化槽からの切り替え、または汲み取りトイレからの改造などで、50人槽以下が対象となります。

▼申込受付期間／10月末まで

▼申込方法／申込書は町上下水道課にあります。印鑑を持参のうえ、必要事項を記入し提出してください。

▼問合せ先／町上下水道課生活排水係  
☎(52)4484

## 工事費の負担区分

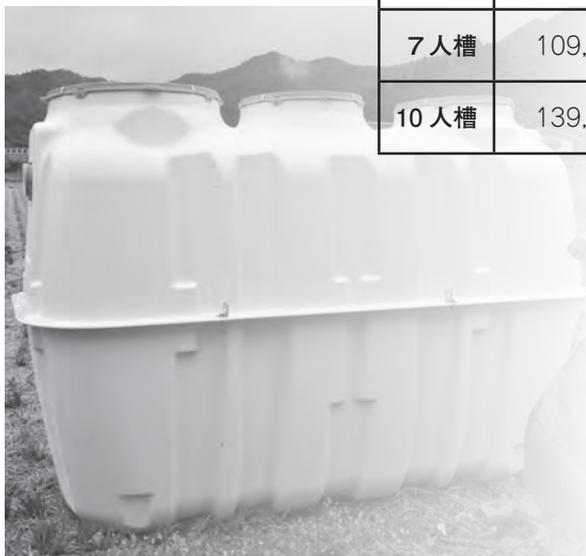


### ◎対象となる50人槽以下の建物

- ①専用住宅  
(併用住宅、共同住宅含)
- ②事業所等
- ③公民館
- ④公共施設

▶設置の際の費用負担（下記の額を確認ください）  
設置完了時に分担金、使用開始から毎月使用料がかかります。

浄化槽の 大きさ	分担金の額		使用料／月額 (税込)
	専用住宅・併用住宅	事業所等	
5人槽	93,900円	281,700円	3,564円
7人槽	109,500円	328,500円	3,996円
10人槽	139,200円	417,600円	5,184円



### 【注意点】

- ※設置工事は、申し込みから2か月程度要します。
- ※排水設備工事や支障物件の撤去・駐車場として使用する場合は追加費用は申込者の負担となります。
- ※排水設備の改造費用は個人負担です。
- ※予算なくなり次第終了しますので、早めにお申し込みください。

## 高畠町水環境保全推進事業補助金について

高畠町特定地域生活排水処理事業で浄化槽を整備する方の負担軽減補助制度を行っています。

- ▶対象者／単独処理浄化槽や汲み取り便槽を合併処理浄化槽へ切り替える方
- ▶補助金の額／5人槽 80,000円  
6人槽以上 100,000円

平成27年度で終了予定となっています！

浄化槽への切り替えの負担が軽減されます。早めに合併処理浄化槽への切り替えをご検討ください。

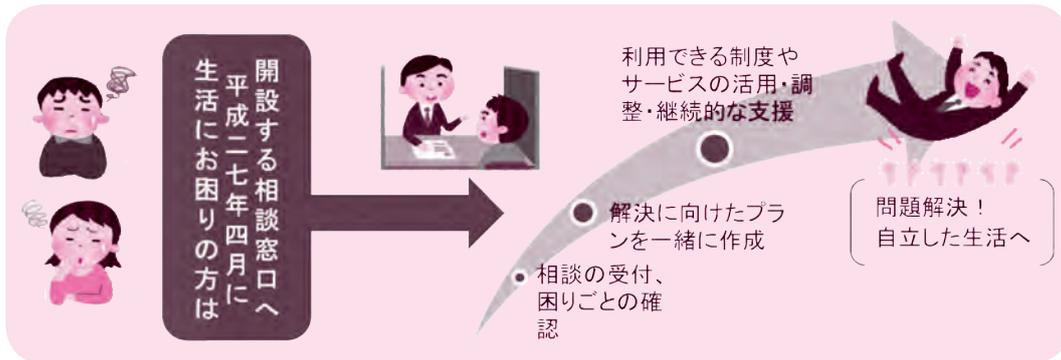
平成27年4月1日から

# 生活困窮者自立支援制度 がスタートします

平成27年4月から、県（総合支庁）では、町村にお住まいで様々な問題を抱えてお困りの方に対して、専門のスタッフが相談に応じ、一人一人の状況に合わせた相談や支援を行う、「生活困窮者自立相談支援事業」を開始します。

日常の暮らしの中での困りごとや悩み、失業や離職、病気、借金問題等、様々な理由で生活に困っている方々の相談を受け、一人一人の悩みに寄り添って、一人一人にあった支援と一緒に考えていき、関係機関と連携しながら、支援を行っていきます。

## 相談・サポートの流れ



※相談窓口を担う生活困窮者自立相談支援事業者は、今後県において委託先を決定しお知らせします。

▶問合せ先／置賜総合支庁保健福祉環境部福祉課 ☎ 0238(35)9051  
 県健康福祉部地域福祉推進課 ☎ 023(630)2334

▶各種申込・問合せ先／町建設課建築住宅係

☎(52)1114

# 入居者募集

## 【町営住宅】

名称・所在地	公募戸数	構造等	家賃（月額）
町営住宅大町団地4階143号室 高島町大字高島695番地の2	1戸 (3DK)	中層耐火構造 4階建 (昭和54年度建設)	収入に応じて 13,800～27,100
町営住宅福沢団地I棟 高島町福沢南21番地の1	1戸 (3DK)	木造平屋建 (昭和63年度建設)	収入に応じて 16,700～32,900

## 【特定公共賃貸住宅】

名称・所在地	公募戸数	構造等	家賃（月額）
特定公共賃貸住宅弥生団地 A棟1号室 高島町大字高島513番地の6	1戸 (3DK)	木造2階建 (平成8年度建設)	収入に応じて 50,000～65,000
特定公共賃貸住宅弥生団地 A棟2号室 高島町大字高島513番地の6	1戸 (3DK)		

### ▶入居資格／

【町営住宅】①前年の収入月額が15万8千円以下。（高齢者や身体に障がいのある方は21万4千円以下。）②現在住宅に困っている方③申込者および同居者が暴力団員でないこと。

【特定公共賃貸住宅】①前年の収入月額が15万8千円以上、48万7千円以下。②申込者および同居者が暴力団員でないこと。

▶敷金／入居時家賃の3か月分に相当する額。

▶募集期間／3月3日(火)～11日(水)

▶入居予定時期／4月中旬頃

▶選考方法／申込者が公募戸数を上回った場合は、町営住宅入居者選考委員会に諮り決定いたします。

▶申込方法／所定の申込書(町建設課備付)に必要事項を記入し、平成26年分の源泉徴収票等を添えてお申し込みください。

## 7. 職員手当の状況

### (1) 期末・勤勉手当 (平成26年12月1日現在)

区分	6月期	12月期	計
期末手当	1.225月分	1.375月分	2.6月分
勤勉手当	0.675月分	0.825月分	1.5月分
職務上の段階、職務の級等による加算措置有			

### (2) 職員の退職手当 (平成26年4月1日現在)

区分	自己都合	勸奨・定年
支給率	勤続20年	21.62月分
	勤続25年	30.82月分
	勤続35年	43.70月分
	最高限度額	52.44月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2~45%加算)	

※ 国の職員と同じ支給率となっています。

### (3) 特殊勤務手当

区分	全職種
職員全体に占める手当支給職員の割合	21.2%
手当の種類 (手当数)	23
代表的な手当の名称	支給額の多い手当 医療に従事する職員の特殊勤務手当
	多くの職員に支給されている手当 医療に従事する職員の特殊勤務手当

### (5) その他の手当 (平成26年4月1日現在)

区分	高 畠 町 職 員
扶養手当	配偶者 13,000円、一般の扶養親族 6,500円 (職員に配偶者がいない場合、1人のみ 11,000円) 扶養親族たる子のうち満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子につき 5,000円加算
住居手当	借家 限度額 27,000円 単身赴任手当受給職員で配偶者が借家に居住する場合、上記の2分の1
通勤手当	交通機関利用 限度額 55,000円 交通用具利用 限度額 40,000円
区分	国 家 公 務 員
扶養手当	配偶者 13,000円、一般の扶養親族 6,500円 (職員に配偶者がいない場合、1人のみ 11,000円) 扶養親族たる子のうち満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子につき 5,000円加算
住居手当	借家 限度額 27,000円 単身赴任手当受給職員で配偶者が借家に居住する場合、上記の2分の1
通勤手当	交通機関利用 限度額 55,000円 交通用具利用 限度額 31,600円

### (4) 時間外勤務手当 (普通会計決算)

区分	支給総額	職員1人当たりの支給年額
平成24年度	3,622万円	20万円
平成25年度	3,421万円	19万円

(注) 衆議院議員選挙における時間外手当を含んでいます。

## 8. 特別職の報酬等の状況

(平成26年4月1日現在)

区分	町 長	副 町 長	教 育 長	議 長	副 議 長	議 員
給料・報酬額	860,000円	685,000円	595,000円	345,000円	285,000円	265,000円
期末手当	6月 = 1.4月		12月 = 1.65月			

## 9. 部門別職員数の状況

区 分	職員数		対前年増減数	主な増減理由	
	平成26年度	平成25年度			
一 般 行 政	議 会	3	3	0	
	総 務	41	40	1	課付職員の増(育児休業)
	税 務	16	16	0	
	労 働	1	1	0	
	農 林	17	16	1	農業振興に伴う増
	商 工	6	6	0	
	土 木	13	12	1	課付職員の増(災害派遣・宮城県山元町)
	民 生	22	22	0	
	衛 生	15	16	▲1	人事交流職員配置による減(山形県より)
	小計①	134	132	2	

区 分	職員数		対前年増減数	主な増減理由	
	平成26年度	平成25年度			
特 別 行 政	教 育	57	62	▲5	退職者の欠員不補充
	小計②	57	62	▲5	
公 営 企 業 等 会 計	病 院	143	135	8	経営強化に伴う増
	水 道	8	8	0	
	下 水 道	4	4	0	
	その他	18	18	0	
	小計③	173	165	8	
合 計	364	359	5	小計① + ② + ③	

## 10. 定員適正化計画の数値目標および進捗状況

職 種	区 分	H 22 1年目	H 23 2年目	H 24 3年目	H 25 4年目	H 26 5年目	H 31 目標年
行政職	4/1 職員数	188	190	190	190	191	186
	3/31 退職者数	5	8	10	4	11	5
	次年度採用者数	7	8	10	5	10	—
保育職	4/1 職員数	14	14	13	12	11	4
	3/31 退職者数	—	1	1	1	1	—
技能労務職 (病院除く)	4/1 職員数	31	31	31	30	27	19
	3/31 退職者数	—	—	1	3	5	1
合 計	4/1 職員数	233	235	234	232	229	209
	3/31 退職者数	5	9	12	8	17	6
	次年度採用者数	7	8	10	5	10	—

※平成26年度までは、実数値を掲載しています。  
※保育職の採用については検討中のため、各年度の職員数については、退職者の補充を行わない場合における職員数となっています。

●なお、詳細な内容については平成27年4月下旬頃に高畠町ホームページに掲載予定です。

▶問合せ先/町総務課総務係

☎(52) 4 4 7 5

お知らせします

# 町職員の給与等のあらまし

高島町職員の給与等の状況について、町のみなさんに理解していただくために、その内容をお知らせします。

## 1. 人件費の状況

(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (H26.3.31現在)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件费率 (B/A)	平成24年度 人件费率
25年度	24,692人	113億8028万円	3億4989万円	17億7822万円	15.6%	18.6%

## 2. 職員給与費の状況

(平成26年度一般会計当初予算)

職員数 (A)	給与費				一人当たり給与 (B/A)
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
191人	7億7630万円	1億184万円	2億8235万円	11億6050万円	607万円

(注) 職員手当には、山形県市町村職員退職手当組合負担金は含まれません。

## 3. 職員の平均給料月額および平均年齢の状況

(平成26年4月1日現在)

区分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
一般行政職	337,601円	353,556円	44.4歳
技能労務職	373,825円	387,096円	52.2歳

(注) 給与条例改正前の月額です。

## 4. 初任給の状況

(平成26年4月1日現在)

区分		高島町職員	国家公務員
		初任給	初任給
一般行政職	大学卒	172,200円(174,200円)	総合職 185,800円(187,700円) 一般職 172,200円(174,200円)
	高校卒	140,100円(142,100円)	一般職 140,100円(142,100円)
技能労務職	高校卒	139,200円(141,200円)	—

(注) 括弧書きは、給与条例改正後の月額です。

## 5. 経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

(平成26年4月1日現在)

区分		経験年数 10~15年	経験年数 15~20年	経験年数 20~25年
		一般行政職	287,680円	334,625円
技能労務職	大学卒	239,100円	302,500円	325,775円
	高校卒	—	—	323,600円

(注) 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいいます。

(注) 給与条例改正前の月額です。

## 6. 一般行政職の級別職員数の状況

(平成26年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
標準的な職務	主事補	主事	主任	係長	課長補佐	課長	
職員数	22人	5人	32人	47人	25人	13人	144人
構成比	15.3%	3.5%	22.2%	32.6%	17.4%	9.0%	100.0%

(注) 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。